

次期「調布市障害者総合計画」骨子・レイアウト（案）

1 計画全体の骨子

目次	補足	想定頁数
第1章 計画策定の趣旨	障害者福祉制度の動向や、計画の法律上の位置づけ、計画期間、策定体制等を示します。	10
1 計画策定の背景		
2 計画の性格		
3 計画の策定体制		
第2章 (仮)調布市の福祉の将来像	「地域福祉計画」, 「高齢者総合計画」との「福祉3計画」としての共通事項を記載します。	10
1 「福祉3計画」とは		
2 基本理念		
3 福祉圏域の考え方		
第3章 施策の展開 -事業計画-	新たな施策体系で分類した分野ごとに、 ①前計画期間の振り返り ②今後の課題 ③取組の方向性 ④事業計画 の順でとりまとめます。 ①②は、中間報告書で取りまとめた内容をベースとします。 ③でその分野の取組の方向性について、④で個々の事業について具体的な取り組み内容等を記載します。 <u>詳細レイアウトについては、本資料3ページ以降にてご確認ください。</u>	100
1 障害のある方と家族への切れ目のない支援		
A 生涯にわたる支援		
(A-1) 相談支援		
(A-2) 健康づくり・医療的な支援		
(A-3) 権利の擁護		
(A-4) 障害福祉サービスによる生活支援		
(A-5) 医療的ケアが必要な方への支援		
(A-6) 経済的な支援		
B ライフステージに応じた支援		
(B-1) 発達相談・療育の支援		
(B-2) 子育てにおける支援		
(B-3) 教育における支援		
(B-4) 放課後等の活動の支援		
(B-5) 働くこと・日中活動の支援		
(B-6) スポーツ・文化芸術・余暇活動の支援		
(B-7) 住まいの確保の支援		
(B-8) 高齢期の支援		
2 安心して住み続けられる地域の環境づくり		
C 障害福祉サービスの基盤整備		
(C-1) 福祉人材の育成・確保		

(C-2) 事業者の支援 D 地域の環境づくり (D-1) 障害理解と交流 (D-2) 移動の支援 (D-3) バリアフリーのまちづくり (D-4) 情報提供 (D-5) 地域ネットワークづくり (D-6) 災害時の支援 (D-7) 当事者の参画		
第4章 障害福祉サービス等の見込み量・成果目標 (第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)		
1 障害福祉サービス等の見込み量 (1) 訪問系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 居住系サービス (4) 相談支援 (5) 児童通所サービス 2 地域生活支援事業の見込み量 (1) 必須事業 (2) 任意事業 3 成果目標	居宅介護，就労継続支援B型，共同生活援助（グループホーム），放課後等デイサービスなど，障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各サービスについて，今後3年間（令和6年度～令和8年度）の見込み量と提供体制確保の方策等について記載します。	50
第5章 計画の推進		
	計画の進捗状況の点検・評価などの推進体制について記載します。	5
資料		
資料1 障害福祉関連基本データ 資料2 計画の検討体制及び経過 資料3 計画に係る根拠法令（抄）	手帳所持者の推移など統計データのほか，関連条文，本策定委員会の委員名簿，検討経過等を記載します。	15

2 「第3章 事業計画 -施策の展開-」レイアウト (案)

- 「施策体系」で示した各分野について、「A-1 相談支援」から「D-7 当事者の参画」まで、それぞれ以下の構成で順に記載
- 各分野に該当する全ての事業について個別に記載する現行計画のレイアウトでは、事業数の増加により全体のページ数も増えることが予想されることから、個別事業の記載では主要な事業に重点を置き、メリハリをつけわかりやすい計画に。

次期計画施策の展開 施策ごとの記載内容 (案)

基本目標	施策の方向	施策		
		施策名	施策ごとの記載内容	備考
の切れ目のない支援 ー 障害のある方と家族へ	A 生涯にわたる支援	A-1 相談支援	前計画期間の振返り	中間報告書において
			今後の課題	作成済
			取組の方向性	今後作成
			事業計画 (仮)主要事業 (仮)その他の関連事業	
		A-2 …	⋮	⋮

※この部分の項目立てが適切か、見せ方がわかりやすいかなどの視点でご確認ください。

次ページから見せ方（レイアウト）の案をお示ししています。あくまでイメージをつかんでいただくための資料であり、「前計画期間の振返り」と「今後の課題」は、中間報告書から引用しています。

<計画書で使用するフォント（書体）>

見やすさの向上のため、以下のフォントを使用することを検討しています。次ページからのレイアウトは、このフォントで記載しています。

タイトル・見出し等	「UD デジタル 教科書体 N-B」
本文	「UD デジタル 教科書体 N-R」

次ページから、レイアウト見本例

(A-1) 相談支援

障害のある方と家族からの様々な相談に応じ、他分野の機関とも連携しながら必要な支援、サービス等へつなげます。

前計画期間の振り返り

- 平成 30 年度から基幹相談支援センター（障害福祉課）に医療的ケアコーディネーター（看護職）及び相談支援コーディネーター（相談支援専門員）を配置し、医療的ケアの必要な方や市内の相談支援事業所で相談支援を担っていくことが難しいケースの対応に取り組んでいます。
- こころの健康支援センターの相談事業では、30 代以下の相談者が全体の半数程度と増加傾向にあります。10 代の相談者数も増加しており、子ども・若者支援を行う関係機関と連携しながら対応しています。
- 平成 31 年 4 月から「地域生活支援拠点」の「面的な体制」による運用を開始し、相談支援事業所を中心として連絡会を設置、開催し、機能の充実へ向けた課題抽出を行い、障害者地域自立支援協議会に報告しています。
- 精神障害者家族等シェルター事業運営費補助について、補助対象団体と協議のうえ、令和 3 年度よりアパート借上による運営から、民間宿泊施設等を活用した助成方式に変更しました。
- 地域福祉コーディネーター事業として、令和 2 年度当初から市内 8 つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置しました。地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を進めるため、地域福祉コーディネーターを中心に、地域力強化事業と多機関協働による包括的相談支援体制の構築を進めました。（福祉総務課）
- 複合的な生活課題を抱える世帯に適切に対応していくため、高齢、障害、健康、児童、教育など各分野の庁内所管部署、社会福祉協議会や保健所等の関係機関で構成される「相談支援包括化推進会議」を平成 30 年 10 月より設置し、各相談支援機関の業務内容の理解や具体的な連携方法等について検討を進めています。（福祉総務課）
- 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会は、平成 30 年 3 月に、会の設置目的として「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進」を追加し、令和 4 年度からは抽出した地域課題をもとに 3 つのグループを作り、協議しています。

- 毎年度、市内福祉事業所で働く職員の専門性向上と職員同士のネットワーク形成を目指し「ちょうふ福祉実践フォーラム」を開催しています。令和2年度、令和3年度においては、コロナ禍の影響によりオンデマンド配信による開催に変更し、実践からの学びあいの機会を確保するとともに、参加者数の維持を図りました。

今後の課題

◆ 障害特性に応じた専門相談の充実

一人ひとりの特性やニーズに応じた、どのライフステージにも対応した切れ目のない支援の実現のため、その基礎となる基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実が今後も必要です。

発達障害、高次脳機能障害、重症心身障害、医療的ケアが必要な方などの相談件数も増えており、様々な障害特性に対応できる相談員の人材・体制の質的、量的な充実が今後も必要です。

◆ 包括的・重層的な相談支援体制の整備

障害、高齢、子どもなど分野別の相談支援体制のみでは、複雑化、複合化する当事者や家族の抱える課題や狭間のニーズへの対応は困難です。分野を超えた連携体制、情報交換などの取組を進め、包括的な支援体制を構築していくとともに、相談窓口を市民に対しても、支援者同士でもわかりやすく周知していくことが必要です。

◆ 家族・家庭への支援

「8050問題」、「ヤングケアラー」、「きょうだい」などの言葉を始め、障害のある当事者の家族、家庭も大きな負担を抱えており、さらにコロナ禍により介護者、家族の孤立化、休息（レスパイト）機会の減少も懸念されています。

障害のある当事者だけでなく、その家族一人ひとりもそれぞれが望む生活を送れるよう、家族、家庭にも目を向けて支援を展開していくことが必要です。

福祉につながっていない人にも支援が届く体制、相談しやすい窓口づくりが求められています。

取組の方向性

<●●●●●●●●の充実>

-を図ります。
-に取り組みます。
-を推進します。

<●●●●●●●●●●の整備>

-を図ります。
-に取り組みます。

事業計画

【主要事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
	●●●●●●●●事業を実施します。	障害福祉課
	●●●●●●●●事業を実施します。	●●●●●●課
	●●●●●●●●事業を実施します。	●●●●●●課

【その他関連事業】

●●●●●●●●事業	障害福祉課
●●●●●●●●事業	●●●●●●課
●●●●●●●●事業	●●●●●●課

(A-2) 健康づくり・医療的な支援

～～～以下レイアウト同じ～～～